

長泉町会計年度任用職員【要介護認定調査員】募集案内

1 募集職種・人員・職務内容・資格要件等

募集職種	人員	職務内容	資格要件等 ^(注1)
要介護認定調査員	若干名	介護保険要介護認定訪問調査 ・住民宅、病院、施設等での訪問調査 ・役場内で調査票の作成	1.～3.の要件を満たす方 1. ①保健師、看護師、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士などの資格を持っている方 又は ②静岡県が実施する「認定調査新任研修」を受講し「習熟度テスト」に合格したことがある介護支援専門員等の資格がある方（認定調査の経験があれば尚可）。 2. 普通自動車免許を有し運転できる方。 3. 週2日（月8件）以上働ける方（兼業不可）。

(注1) 応募資格は、上記の「資格要件等」を満たす人で、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人となります。

2 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※原則として任用の日から1月の間は条件付採用期間となりますが、実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで延長されます。 ※勤務実績が良好な場合、来年度以降も再度任用することがあります。	
勤務日・勤務時間・休日	勤務日	所属長が指定する日
	勤務時間 (休憩時間)	9:00～17:00の間で、3時間又は6時間勤務 (調査1件につき3時間で換算)
	休日	土曜日・日曜日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)
給与(基本給)	調査1回あたり4,800円	
勤務場所	長泉町役場(長寿介護課) 長泉町中土狩828番地	
社会保険	社会保険(健康保険・厚生年金保険):適用なし 雇用保険:適用なし	
公務災害	非常勤職員公務災害補償制度が適用されます。	

服務	地方公務員法に規定する服務に関する規定 （服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止 及び懲戒に関する各規定が適用 されます。
-----------	--

3 応募方法・応募期限

(1) 提出書類

① 申込書	長泉町会計年度任用職員任用申込書（様式あり） ※申込書は、町ホームページからダウンロードしてください。
② 資格証等(写)	資格証など、資格（介護支援専門員、保健師、看護師等）があることがわかる書類の写し

※提出書類は、返却いたしませんので、予めご了承ください。

(2) 応募期限・提出方法

令和8年3月23日（月）まで に長寿介護課に持参又は下記宛先に郵送にてお申込みください。

※持参の場合の受付は、午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

(3) 宛先（持参先）

<p>〒411-8668 駿東郡長泉町中土狩 828 番地 長泉町役場長寿介護課 電話番号：055-989-5511（介護保険チーム）</p>

4 選考方法・実施時期

選考方法	申込書による書類審査及び面接
実施時期	令和8年3月25日（水）（予定・応相談） ※応募者全員に、面接の詳細な日時及び場所を連絡します。

5 その他

- (1) 「会計年度任用職員」とは、地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員（一般職の地方公務員）です。
- (2) その他不明な点については、上記3(3)の宛先（持参先）にお問い合わせください。